

# 令和8年度 THE シガパーク DX 推進業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 プロポーザルに付する事項

- (1) 委託業務の名称：令和8年度 THE シガパーク DX 推進業務
- (2) 業務の内容等：実施要領および仕様書による。
- (3) 委託契約期間：契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 予定価格：金29,502,000円（消費税および地方消費税を含む。）

## 2 プロポーザルに参加する者に必要な資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿の営業種目に次のとおり登録されている者であること。

ア 大分類：役務

イ 中分類：各種調査業務

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続に間に合わないことがある。

- ・滋賀県物品・役務電子調達システム
- ・滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号（TEL：077-528-4314）

## 3 プロポーザル実施の日時、場所等

- (1) 実施要領等の交付場所および問合せ先  
滋賀県交通まちづくり部 THE シガパーク推進課  
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号  
TEL：077-528-4169、FAX：077-528-4906、電子メール：rb0002@pref.shiga.lg.jp
- (2) 実施要領等の交付期間  
令和8年5月29日（金曜日）から令和8年6月17日（水曜日）まで（土曜日および日曜日を除く。）の9時から17時まで
- (3) 実施要領等の交付方法  
滋賀県ホームページに掲載するファイルのダウンロードまたは(1)に示す場所において交付する。郵送による交付も行うが、その場合の送料は、交付希望者の負担とする。
- (4) 説明会の日時および場所：行わない。
- (5) 企画提案書等の提出期限：令和8年6月17日（水曜日）17時必着

(6) 企画提案書等の提出方法：(1)に示す場所への持参または簡易書留郵便による郵送

#### 4 提出書類および提出部数

(1) 企画提案書（様式1）および添付書類 5部（正本1部、副本4部）

企画提案書および添付書類の内容等は、次のとおりとする。

- ア 形式は、A4サイズで、片面カラー印刷とし、表紙に記名押印すること。
- イ 専門的な知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現とすること。
- ウ 次に掲げる内容を記載すること。

(ア) 企画提案内容

(イ) 実施体制およびスケジュール

(ウ) 業務実績（他自治体での実績等）

(エ) 業務実施に当たっての基本的なコンセプトおよび方針

(オ) 事業実施に当たっての具体的な手法

(カ) 事業実施に当たって期待できる効果

エ 概算見積額には、業務委託にかかる経費の総合計額（消費税および地方消費税を含む。）および各経費の内訳を明記すること。

オ 副本4部には、審査の公正を期すため、会社名、住所、ロゴマーク等の参加者を特定できる表示をしないこと。

(2) その他の添付書類（該当する項目のみ）

ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録がある場合は、同登録証（県発行）の写し 1部

イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合は、同認定通知書（労働局発行）の写し 1部

ウ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合は、労使協定または就業規則の該当箇所の写し 1部

エ 障害者の雇用の促進等に関する取組を実施している場合は、次のいずれかの書類の写し 1部

(ア) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合 障害者雇用状況報告書

(イ) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合 障害者を雇用している旨の申立書

(ウ) 「しが障害者施設応援企業」の認定がある場合 同認定通知（県発行）

(エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合 同認定通知書

オ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合は、同認証書の写し 1部

カ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合は、同認定通知書の写し 1部

キ 環境マネジメントシステムに関する認証・登録を受けている場合は、次のいずれかの書類の写し 1部

(ア) ISO14001：審査登録機関（公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）等）による証明書

(イ) エコアクション 21、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードまたはエ

## 5 質問および回答の方法等

### (1) 質問方法

質問票（様式2）に質問内容を記入し、電子メールまたはFAXにより、3(1)に示す場所へ提出すること。

なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

### (2) 質問期限：令和8年6月8日（月曜日）15時

### (3) 回答方法

質問票の提出のあった者へ電子メールまたはFAXで回答するとともに、県ホームページの次の場所に質問および回答の内容を掲載する。

（滋賀県 > 県民の方 > 県土整備 > まちづくり）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/>

### (4) 回答期日：令和8年6月12日（金曜日）15時を目途に回答する。

## 6 プレゼンテーションおよびヒアリングの実施

提案内容に関する確認および補足説明等を受けることを主な目的に、プレゼンテーションおよびヒアリングを次のとおり実施する。

### (1) 実施日：令和8年6月下旬（予定）

### (2) 実施場所：滋賀県庁内の会議室（予定）

### (3) 実施時間：1参加者当たり30分程度（プレゼンテーション15分程度、ヒアリング・質疑応答15分程度）

### (4) 参加人数等

参加できる人数は、2人以内とし、企画提案書等の内容について説明できる方が必ず参加すること。

### (5) 説明資料

プレゼンテーションには、提出済みの企画提案書等を用いること。

### (6) その他

日時および実施場所等は、後日参加者に対して連絡する。

## 7 審査および契約予定者の決定方法

### (1) 契約予定者の決定方法

THE シガパーク推進課が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき提出された企画提案書等の審査を行い、予定価格の制限の範囲内において総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者としない。

なお、プレゼンテーションおよびヒアリングは、審査会において、企画提案書等の趣旨を正しく理解するために行うものであり、プレゼンテーションおよびヒアリングの結果自体を評価し、採点することはしない。

### (2) 審査会

THE シガパーク推進課において、3名の委員をもって設置する。

## (3) 評価項目および評価点

提出された企画提案書等をもとに、次の項目により総合的に審査する。

番号	評価項目		評価点
①	実施体制	事業を実施するための十分な体制、能力、経験を有しているか。	9点
②	事業の確実性	事業を効率的かつ確実に遂行できるスケジュールとなっているか。	5点
③	業務実績	野外カメラの設置および情報分析に関して、国または他の地方自治体等における十分な実績があるか。	15点
④	セキュリティ	カメラの運用等に関して、情報セキュリティ対策が十分であるか。	15点
⑤	利便性	公園の利用者が駐車場の利用状況を分かりやすい配信ができる提案になっているか。	20点
⑥	分析・課題整理	・分析対象の情報や分析手法は適正か。 ・THE シガパークのDX化の推進に期待ができるか。	20点
⑦	経済性	見積価格は適正か。 ・予定価格の80%未満：10点 ・予定価格の80%以上85%未満：8点 ・予定価格の85%以上90%未満：6点 ・予定価格の90%以上95%未満：4点 ・予定価格の95%以上：1点	10点
小計			94点
⑧	県内事業者推進	県内事業者であるか。	1点
⑨	社会政策推進	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1点
⑩	社会政策推進	高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1点
⑪	社会政策推進	障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。 ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている。 ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している。 ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。 ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。	1点

⑫	社会政策推進	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1点
⑬	社会政策推進	環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証</li> <li>・一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録</li> <li>・特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録</li> <li>・一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証</li> </ul>	1点
小計			6点
合計			100点

(4) 審査結果の通知

審査結果については、参加者全員に書面で通知する。

## 8 契約の締結等

### (1) 見積書の提出

7(1)により審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容について、THE シガパーク推進課と詳細な内容について協議を行った後、正式な見積書を提出する。

なお、協議が整わない場合は、審査結果において総合点が次に高いものと同様の手続を行う場合がある。

### (2) 委託契約の締結

(1)の協議および見積書の提出後、業務内容および契約金額について合意に達した場合に、委託契約を締結する。

なお、採用した企画提案書等については、契約締結時に協議の上、その内容を変更することがある。

## 9 無効

次の各号のいずれかに該当した場合は、無効とする。

- (1) 企画提案書等に不足があった場合または指示した事項に違反した場合
- (2) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (3) 企画提案書等の記載内容に実現できない事項があることが判明した場合
- (4) その他公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

## 10 その他

- (1) プロポーザルの参加に係る経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類は、返却しない。ただし、本プロポーザルの審査会以外に利用することはない。
- (3) 企画提案書等を受理した後の加筆、訂正、差替え等は、認めない。

## 11 問合せ先

滋賀県交通まちづくり部 THE シガパーク推進課 公園企画係  
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号  
TEL 077-528-4169 FAX 077-528-4906